

# 保育所等における虐待等の不適切な保育への対応について

～ 保育施設内での性的虐待予防も踏まえて ～

関西大学 山縣 文治

## 1. リーダー等に期待する5つの力

- ・ 保育実践を理解し、若手とともに考える力
- ・ 歴史を正しく理解し、保育者や保護者に伝える力
- ・ 時代状況を見る力
- ・ 自己を分析する力（をサポートする力）
- ・ 組織の体質を分析し変革する力

## 2. 子どもにとってより適切な保育を考える際の2つの起点



## 3. 子ども関係施設の職員と虐待

### 1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第5条第1項 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

第9条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

第9条の2 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

### 2) 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン

#### 【虐待等と不適切な保育の考え方】

##### ・ 虐待等

保育所等における虐待等（筆者注：定義は児童虐待防止法に準ずる）については、前述のとおり児童福祉施設の設備及び運営に関する基準などにおいて規定されており、虐待等の行為は禁止されている。

##### ・ 不適切な保育

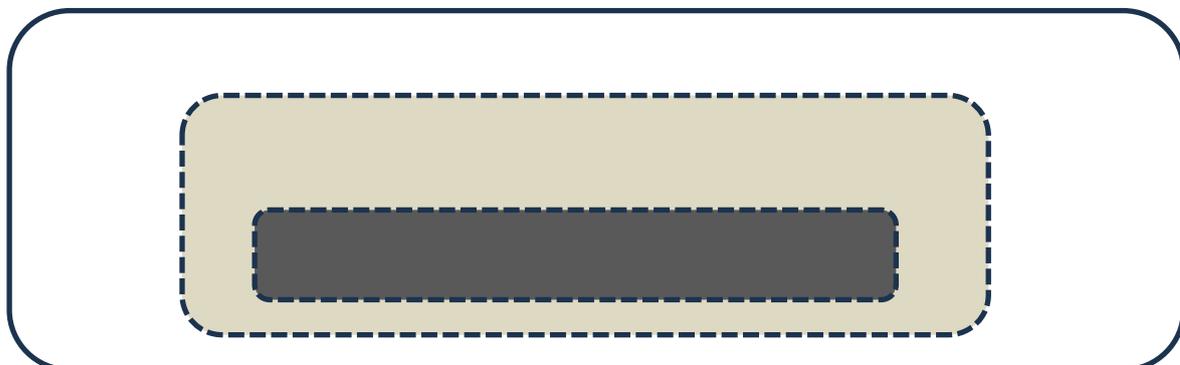
不適切な保育は、「保育所での保育士等による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為」であるとし、全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～」(以下「保育士会チェックリスト」)を参考に、当該チェックリストに記載される、人権擁護の観点から『良くない』と考えられるかかわりの5つのカテゴリー（(1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり、(2) 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ、(3) 罰を与える・乱暴なかかわり、(4) 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり、(5) 差別的なかかわり）を不適切な保育の具体的な行為類型として示している。

本ガイドラインでは、手引きの不適切な保育の位置づけを見直すこととし、**不適切な保育は、保育士会チェックリストの『良くない』と考えられるかかわりの5つのカテゴリーと同じものとは解さず、「虐待等と疑われる事案」と捉えなおすこととする。**

不適切な保育の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要がある。また、**こどもの人権擁護の観点から「望まし**

い」と考えられるかわりができているかどうかといった、より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等の取組は、不適切な保育や虐待等そのものへの対応とは峻別して、各保育所や自治体において取り組まれるべきものである。

### 3) 考え方の整理



## 4. 最近の動き

### 1) 保育士特定登録取消者管理システム（2024年4月）

2024年の児童福祉法改正により、性暴力等不適切な保育により保育士登録を抹消された者について、こども家庭庁が情報を管理する仕組みが、児童福祉法第24条の1から4において規定され、2024年4月から、新規採用者を対象に運用が開始されました。

「特定登録取消者」とは、「児童生徒に対して性暴力等を行ったことにより保育士（区域限定保育士を含む）の登録を取り消された者」（取り消し後に、性暴力等を行っていたことが判明した者を含む）をいいます。すなわち、現職として児童生徒に向き合い仕事をしていたことがある人で、すでにその業務から離れている（可能性が高い）人ということになります。

こども家庭庁によると、2003年から2024年4月1日の約20年の間に子どもへの性暴力やわいせつ行為で資格の登録を取り消された保育士は97人、年間平均5人弱だそうです。これは、問題が顕在化しかつ資格を取り消された者に限定されているため、施設・事業者内が処分という形をとらず自主退職という形で「温情的」対応をしたり、当該保育士が不安を感じて性暴力等以外の理由の名目あるいは特に理由を明示せず自主退職したりすると、このシステムは機能しないことになります。

これによって構築されたデータベースには、既定の要件を満たし、事前に利用者IDを取得した施設・事業者がアクセスできます。新規採用時には、データベースでの確認が義務付けられており（既採用者は除く）、そのうえで、採用（を継続）するかどうかは雇用者側の適切な判断に委ねられています。

### 2) こども性暴力防止法（2024年6月）

こども性暴力防止法は、正式には「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」と言います。その内容は、日本版DBSと呼ばれることもあります。DBS（Disclosure and Barring Service）とは、イギリスが2012年に開設した犯罪証明管理および発行システムのことです。

この法律は、「子どもに対する性暴力等が、子どもの権利を侵害し、生涯にわたって回復し難い重大な影響を心身に与えるものである」という認識に立ち、教育・保育等事業者（学校、認定を受けた民間教育保育等事業者）に対して、職員による子どもに対する性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるものです。

「学校設置者等」は、法第2条第3項で、幼稚園を含む学校、幼保連携型認定こども園、保育所をはじめとする入所・通所の児童福祉施設など、17の機関を規定しています。学校設置者等には、①教員等に研修を受講させること、②性暴力等が行われるおそれがある場合の防止措置（教育、保育等に従事させないこと等）、③性暴力等の発生が疑われる場合の調査、被害児童等の保護・支援が義務付けられています。

「民間教育保育等事業者」は、法第2条第5項で、各種児童福祉事業、学習塾・予備校、芸能スクール、スポーツクラブなど、同じく17の事業を規定しています。民間教育保育等事業者には、①内閣府への申請に基づき、学校設置者等に義務づけられているものと同等のものを実施する体制が確保されていることについての認定および国のよる結果の公表、②事業者による認定の表示、③内閣総理大臣に対し、認定事業者に対する監督権限の付与、などが規定されています。民間教育保育等事業者に対する取り組みは、すべての事業者に義務付けられているわけではありません。

学校設置者等が新たに職員を採用する場合は、申請に基づき、当該採用予定職員について、犯罪事実確認書を受領することが求められます。一部の犯罪については、本人にも登録内容が送付され、内容が事実と反する場合、登録情報の修正を行うことができます。これらの仕組みは、段階的に現職者にも適用されます。ただし、犯罪事実が確認されたとしても、直ちに解雇できるものではなく、配置転換等の対応が求められます。なお、情報の登録は、刑等の内容により異なり、最長20年間とされています。施行は、法制定後2年6か月以内となっています。民間教育保育等事業者については、子ども数等の要件により、義務が任意に分かれます。

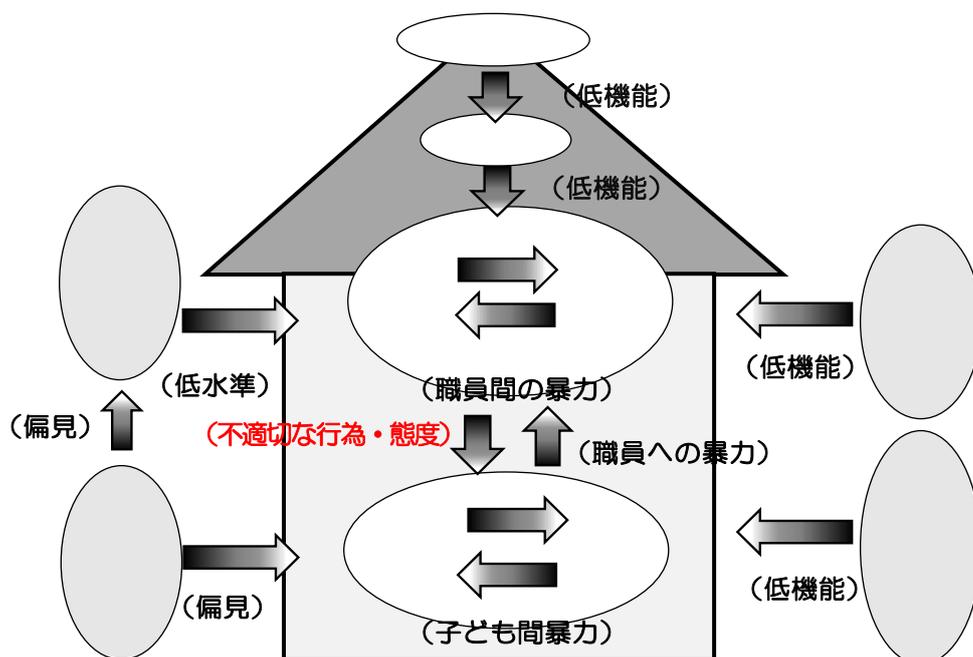
前項の保育士特定登録取消者管理システムと似通った部分がありますが、保育士等の活動経験ない場合を含むか否か、性暴力等の内容が明確であるか否か、などの点で違いがあります。

### 3) 両者の関係

	保育士特定登録取消者管理システム	こども性暴力防止法
施行日	2024年4月1日	未定 (2024年6月19日成立)
対象者	2024年4月1日以降の採用者	新規採用者・現に勤務している職員
掲載される情報	保育士資格を取り消されたかの有無	性犯罪歴の有無
確認できる刑の種類	無し	刑法および都道府県の条例違反 (盗撮、痴漢等)
確認業務の有無	義務付け	義務付け
確認後の対応	事業者が適切に判断	子どもと接しない部署に配置転換
特徴	保育士資格を取り消された履歴を確認	性犯罪を犯した過去の確認

## 5. 不適切な保育・教育の発生構造

### 1) 不適切な保育・教育の発生構造



2) 不適切な保育・教育の発生要因：ポイントとなる5つの質

個人の質	実践の質	組織の質	制度の質	社会・地域の質
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の人権意（倫理観・人間性）</li> <li>・職員の実践力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育に関わる計画</li> <li>・保育内容</li> <li>・保育実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者と提供者の非対称（対等）関係の理解不足</li> <li>・職員間の低相互チェック機能の不足</li> <li>・管理職を含む職員間の対等性の欠如</li> <li>・隠蔽／閉鎖的体質</li> <li>・理事会／評議会／第三者委員の低機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境／職員配置等制度水準</li> <li>・ニーズの放置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発達の理解不足</li> <li>・超少子社会の危機感の薄さ</li> <li>・寛容さの欠如</li> </ul>

3) 今、あなたがリーダー等として努力していること

6. 不適切な保育が生じたら

対象	しなくてははいけないこと	してはいけないこと
利用者（子ども・保護者）		
組織（園内 理事会 評議会 第三者委員）		
起こした人・グループ		
地域		
マスコミ		
その他		

7. めざすは

